



# 山形県公報

令和5年10月6日(金)  
第444号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……1023
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……1024
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 山形県労働委員会委員候補者の推薦……………(雇用・産業人材育成課) ……1025

## 告 示

### 山形県告示第691号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                | 廃止年月日       |
|----------------------------|----------------------------|-------------|
| 医療法人 杏山会<br>長井市成田1888番1    | ライフサポート杏の里<br>長井市成田1878番地2 | 令和 5. 9. 30 |

### 山形県告示第692号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.60%」を「年0.45%」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和5年9月19日から適用する。
- 2 令和5年9月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第693号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.60パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和5年9月19日から適用する。
- 令和5年9月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第694号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区
- 事務所の所在地  
村山市大字湯野沢1749番地14
- 認可年月日  
令和5年9月29日

**山形県告示第695号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和5年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 酒田松山線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|---------------------------|------|-----------------------|------------|
| 酒田市緑町51番47から<br>同 51番45まで | 旧    | 46.9メートル<br>）<br>38.6 | メートル<br>18 |
| 同 上                       | 新    | 44.3メートル<br>）<br>36.1 | 同 上        |

**山形県告示第696号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有村総建第225号
- 指定の場所 東根市六田一丁目84番3の一部、84番4の一部、84番12の一部、111番の一部、112番の一部、112番2の一部、113番2の一部
- 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 96.23メートル

4 指定年月日 令和5年9月26日

公 告

山形県労働委員会の第48期委員の補欠の労働者委員を2名任命したいので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和5年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 推薦資格を有するもの  
山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
- 2 推薦される者の資格  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。
- 3 推薦手続  
別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。  
  - (1) 被推薦者の履歴書
  - (2) 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
  - (3) 推薦をする労働組合の労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書
- 4 推薦期間  
令和5年10月16日（月）から同月20日（金）まで
- 5 推薦書の提出先  
産業労働部雇用・産業人材育成課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地  
(電話番号 )  
労働組合名  
代表者氏名 ㊟

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の第48期委員の補欠の労働者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生年月日       | 住 所<br>(電話番号) | 連絡先<br>(電話番号) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|------------|---------------|---------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生( 歳) | 郵便番号          | 郵便番号          |     |     |     |

令和5年10月6日印刷  
令和5年10月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県